

# 八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：平成 29 年 7 月 18 日（火）午後 1 時 30 分

場所：八戸プラザホテル プラザホール あずさ

農業委員数 19 名

出席委員数 19 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、5 番 釜石 幸史朗  
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝  
11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫  
16 番 阿達 福壽、17 番 伏守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司

主事 折川 暁輝、主事 田中 野

- 1 辞令交付
- 2 市長あいさつ
- 3 総会案件
  - ・議席の指定
  - ・会長の互選
  - ・会長職務代理者の互選
  - ・議案第 15 号 八戸市農地利用最適化推進委員の選任について
  - ・議案第 16 号 八戸市農業委員会運営協議会の委員の決定について
  - ・議案第 17 号 八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定の一部を改正することについて

上村事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、八戸市農業委員会総会を開会いたします。

総会の議事に先立ちまして、辞令の交付を行います。

今日は、小林市長が公務により不在のため、大平副市長が出席しております。

副市長が皆様のお席に参りますので、お名前を呼ばれた方は、その場で御起立をお願いします。

（辞令交付）

上村事務局長

ありがとうございました。

続きまして、市長より御挨拶を申し上げます。

お願いします。

大平副市長

副市長の大平でございます。

市長より挨拶文を預かってまいりましたので、御披露申し上げます。

まずもって、今日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には平素より当市農業施策の推進に対しまして、御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、昭和 26 年の農業委員会法制定以来、最大の改革となった一昨年の法改正により、農業委員の選出方法が、これまでの公選制から、首長が議会の同意を得て任命する方法へと変更されたところであり、当市においては新制度適用後初めての任命となるものであります。

農業委員会等に関する法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつ

て農業の健全な発展に寄与することを目的といたしております。

皆様には、農地法その他法令に基づく農地の権利移動の許可申請に関する公正な審議のほか、地域農業者の代表機関として、農業、農村の声を汲み上げ、政策提案に反映させるための役割はもとより、新たに農業委員会の必須業務とされた担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進の農地利用の最適化の推進を図り、農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な協力によって総合的に解決していくための活動が期待されております。

我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の減少、遊休農地の増加等の構造的な脆弱化に加え、グローバル化の進展など、大きな転換期を迎えておりますが、新たな時代の農業を切り開く道のは、行政だけでは成し遂げられるものではなく、関係各位が一丸となって取り組むことが重要であると認識いたしております。

皆様には、地域との強い結びつきや多年にわたり培われました豊富な知識と経験により、本市農業の振興、発展はもとより、広く市勢の発展につきましても、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の御活躍を御期待申し上げ、挨拶といたします。

平成 29 年 7 月 18 日、八戸市長小林眞。

それでは改めまして、よろしく願いいたします。

上村事務局長

ありがとうございました。

ここで、大平副市長、出河農林水産部長は、公務のため退席させていただきます。

(副市長、部長退席)

上村事務局長

それでは、議事に入ります。

本日は、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は成立することを御報告いたします。

まず、始めに八戸市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、くじ引きにより議席の指定を行います。

事務局員が、皆様の席まで、くじをお持ちしますので、順番に引いてくださるようお願いいたします。

くじ引きで出た番号が皆様の議席となります。

村上 GL

赤坂委員 15 番。赤坂委員 15 番。  
明戸委員 10 番。明戸委員 10 番。  
阿達委員 16 番。阿達委員 16 番。  
狛守委員 17 番。狛守委員 17 番。  
内沢委員 6 番。内沢委員 6 番。  
籠田委員 2 番。籠田委員 2 番。  
加藤委員 12 番。加藤委員 12 番。  
釜石委員 5 番。釜石委員 5 番。  
木村委員 3 番。木村委員 3 番。  
寺沢委員 14 番。寺沢委員 14 番。  
長根委員 18 番。長根委員 18 番。  
中村委員 19 番。中村委員 19 番。  
西野委員 9 番。西野委員 9 番。  
馬場委員 4 番。馬場委員 4 番。  
松橋委員 13 番。松橋委員 13 番。  
三浦委員 1 番。三浦委員 1 番。  
村上委員 8 番。村上委員 8 番。  
谷地委員 7 番。谷地委員 7 番。  
山内委員 11 番。山内委員 11 番。

上村事務局長

それでは、委員の皆様は、名前のプレートと資料をお持ちになって、くじ番号と同じ番号の席まで移動願います。

それでは、議席の確認をいたします。

1番三浦委員、2番籠田委員、3番木村委員、4番馬場委員、5番釜石委員、6番内沢委員、7番谷地委員、8番村上委員、9番西野委員、10番明戸委員、11番山内委員、12番加藤委員、13番松橋委員、14番寺沢委員、15番赤坂委員、16番阿達委員、17番狩守委員、18番長根委員、19番中村委員。

以上のとおり決定いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会長の互選を行います。

本日は、新たに委員の任命が行われた後、最初に行われる会長選挙となりますので、八戸市農業委員会選挙規則第2条の規定により、会長が決まるまでの間、年長の委員が臨時に議長を務めることとなります。

出席委員中、年長の委員は赤坂委員でありますので、赤坂委員は議長席へお願いいたします。

赤坂議長

暫時、議長を務めることとなりました赤坂でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って進めさせていただきます。

ただいまより、八戸市農業委員会会長の互選を行います。

互選の方法は、投票、又は、指名推選の2つの方法がありますが、内容については、事務局より説明をいたします。

上村事務局長

御説明いたします。

会長及び会長職務代理者の選出は、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、委員が互選した者をもって充てることになってございます。

また、互選は、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことでありますから、投票によって行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、指名推選の方法も認められております。

なお、指名推選の方法を用いる場合は、本日出席されている委員全員の同意がなければ当選人とすることができませんので、それを理解して頂くことをお願いして、説明を終わります。

赤坂議長

この際、事務局より説明がありました点を十分理解していただくため、暫時休憩といたします。

(休憩)

赤坂議長

それでは、会議を再開いたします。

お諮りします。

会長の互選については、投票による選挙を行うことに御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

赤坂議長

御異議なしと認めます。

それでは、会長の互選を行います。

会長に推薦する委員がある方は、推薦する委員の名前を御発言願います。

谷地委員

はい。

赤坂議長

はい、どうぞ。

谷地委員	推薦いたします。 2番の籠田悦子委員を推薦いたします。
赤坂議長	その他ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
赤坂議長	なしとの声がありました。 ただいま推薦のあった委員は1名でございました。 指名推選の方法をとりたいと思います。 お諮りいたします。 互選の方法は、指名推選の方法によることに御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
赤坂議長	御異議なしと認めます。 本日の出席委員全員の賛成がありましたので、互選の方法は指名推選といたします。 先ほど、谷地委員から推薦のありました籠田委員を当選人と決することに御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
赤坂議長	御異議なしと認めます。 よって、籠田委員が会長に当選されましたので、八戸市農業委員会選挙規則第9条第2項の規定により、本席から告知いたします。 それでは、会長、御挨拶をお願いいたします。
籠田会長	皆様からの御支援をいただきまして、引き続き会長を務めさせていただくこととなりました。 心から感謝申し上げます。ありがとうございました。 これから改正農業委員会法により、八戸市農業委員会も新たな体制でスタートすることとなります。農業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、皆さんと知恵を出し合い、協力して農業者のために精一杯、誠心誠意努めさせていただきたいと思っております。 どうぞこれからも御支援と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。 ありがとうございました。
赤坂議長	以上をもちまして、私の職務が終了いたしましたので、会長と交代いたします。 御協力大変ありがとうございました。
上村事務局長	それでは、籠田会長、議長席へお願いいたします。
籠田議長(会長)	それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。 本日の議事につきましては、お手元に配布しております総会資料の次第により進行いたしますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。 それでは、議題の(3)会長職務代理者の互選を行います。 お諮りいたします。 会長職務代理者の互選については、投票による選挙を行うことに御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)

籠田議長（会長）	御異議なしと認めます。 それでは、会長職務代理者の互選を行います。 会長職務代理者に推薦する委員がある方は、推薦する委員の名前を御発言願います。
明戸委員	はい。議長。
籠田議長（会長）	はい。明戸委員。
明戸委員	4番の馬場豊委員を推薦いたします。
籠田議長（会長）	その他にございませんか。 その他にないようであれば、ただいま推薦のあった委員は1名のみでしたので、指名推選の方法をとりたいと思います。 お諮りいたします。 互選の方法は、指名推選の方法によることに御異議ございませんか。
委員	（「異議なし」の声あり）
籠田議長（会長）	御異議なしと認めます。 本日の出席委員全員の賛成がありましたので、互選の方法は指名推選といたします。 先ほど、明戸委員から推薦のありました馬場委員を当選人と決することに御異議ございませんか。
委員	（「異議なし」の声あり）
籠田議長（会長）	御異議なしと認めます。 よって、馬場委員が会長職務代理者に当選されましたので、八戸市農業委員会選挙規則第9条第2項の規定により、本席から告知いたします。 それでは、会長職務代理者から御挨拶をお願いいたします。
馬場職代	それでは一言御挨拶申し上げます。 今回はこのような形で選んでいただき、ありがとうございました。 若輩な私ではありますが、皆さんの協力を得て、新しい時代の新しい農業の形、八戸の農業を築き上げる一翼になればなという気持ちで頑張っていきたいと思っております。 今回は農業委員19名、これから選ばれる推進委員を含めて、私達はそのリーダー役の農業委員ということで、この19人が推進委員を引っ張っていかなければならないという責任を持ちながら、19人が一丸となって八戸の農業の一翼を担えるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
籠田議長（会長）	以上をもちまして、会長職務代理者の互選を終了いたします。 ここで暫時休憩に入ります。  （休憩）
籠田会長	それでは、議事を再開します。 はじめに、議事録署名者の指名を行います。 議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員	(「異議なし」の声あり)
籠田会長	御異議なしと認めます。 よって、議事録署名者には、1番三浦豊委員、3番木村武美委員の両氏を指名いたします。 それでは、議案第15号八戸市農地利用最適化推進委員の選任について、を議題といたします。 事務局から説明お願いいたします。
寺沢次長	議案第15号八戸市農地利用最適化推進委員の選任について、御説明いたします。 資料の4ページをお開き願います。 この議案は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定されている農地利用最適化推進委員を委嘱するためのもので、本市農業委員会では平成29年8月10日から平成32年7月14日までの任期を予定しています。 資料の5ページを御覧願います。 各地区の農地利用最適化推進委員の候補者については、先ほど選考していただきましたので、その方々の氏名を読み上げます。 市川、下長地区は、木村弁一さん、坂下彌一さん、河原木一実さん、田名部浩さん。 上長、豊崎地区は、大久保秀幸さん、清川新一さん、赤坂力雄さん、田中忠二さん。 館、是川地区は、三浦勝浩さん、山田貴光さん、齋藤正人さん、下館敏さん。 大館、南浜地区は、橘由正さん、荒川喜一郎さん、高橋勝男さん、高橋政典さん。 南郷地区は、金谷由松さん、坂文雄さん、松倉賢六さん、上明戸桂さん、森庄次郎さん、森光男さん。 以上、22人です。 これで、議案第15号の説明を終わります。
籠田会長	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
籠田会長	ないようですので、お諮りいたします。 本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田会長	御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。 続きまして、議案第16号八戸市農業委員会運営協議会の委員の決定について、を議題といたします。 事務局から説明お願いします。
村上GL	それでは、議案第16号八戸市農業委員会運営協議会の委員の決定について、御説明いたしますので、総会資料の7ページをお開き願います。 本議案の提案理由ですが、八戸市農業委員会を円滑かつ適正に運営するために設置されている運営協議会の委員につきましては、八戸市農業委員会運営協議会規程第3条に、農業委員会会長、及び会長職務代理者のほか、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の中から総会で決定された者で組織することが規定されていることから、運営協議会委員を決定するためのものであります。 資料8ページを御覧願います。 運営協議会委員の氏名を読み上げます。 谷地秀典農業委員、明戸政勝農業委員、加藤浩幸農業委員、齋藤正人推進委員の4名であります。

なお、任期は平成 29 年 7 月 18 日から平成 32 年 7 月 14 日までとなります。  
以上で議案第 16 号の説明を終わります。

籠田会長

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

籠田会長

ないようですので、お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

籠田会長

御異議なしと認めます。  
よって、本案は承認されました。  
続きまして、議案第 17 号八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の一部を  
改正することについて、を議題といたします。  
事務局から説明願います。

寺沢次長

議案第 17 号八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定の一部を改正す  
ることについて、御説明いたします。  
資料の 9 ページをお開き願います。  
八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定とは、農地の相続や、市街化  
区域内における農地転用の届出の受理を事務局長が専決できるものとして、総会の議決に  
より指定しているものです。  
今回の改正の理由は、引用している規程名を改正するほか、所要の改正をするためのも  
のであります。  
改正の内容について、新旧対照表で説明いたしますので、資料の 11 ページをお開き願  
います。  
改正部分ですが、今年 5 月総会で農業委員会に関する諸規程を改廃したことに伴い、根  
拠とする規程を農業委員会事務局規程から農業委員会規程とするほか、引用している農地  
法の条項の修正、その他表現を整理するもので、専決事項の内容には変更がないものです。  
最後に、この専決事項の指定の改正は、議決日より有効となります。  
以上で議案第 17 号の説明を終わります。

籠田会長

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

籠田会長

ないようですので、お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

籠田会長

御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。  
以上で、全ての審議は終了いたしました。  
次に、その他ですが、皆様から何か御発言がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、これをもちまして、総会を閉会いたします。  
御協力ありがとうございました。

終了

15 時 47 分

